

## 補助対象事業の要件

- ① サテライトオフィスの整備及び運営が一体となった事業計画を有すること※。  
※すでに主たる業務としてサテライトオフィス、コワーキングスペース、レンタルオフィスを運営している場所を改修するものは対象外とする。
- ② 都内の市町村部で新たにサテライトオフィスを設置すること。
- ③ 複数の企業の労働者が利用できる共用型のサテライトオフィスであること。
- ④ サテライトオフィスの仕様は下記の条件を基本として満たしていること。  
ア オフィスの面積は50㎡以上とすること。  
イ 机、椅子、パーテーションなどが設置されており、複数の利用者が一度に利用できる席数を確保していること（5席を下回らないこと）。  
ウ 情報セキュリティの確保されたWi-Fiなどのネット環境を整備すること。  
エ オフィス利用に必要な備品類を整備すること。
- ⑤ 申請書を受理する時点で以下の条件に適合していること。  
ア 事業計画に含まれる「工事を行う場所」及び「工事内容」が概ね確定していること。  
イ 建物を賃借して工事を行う場合は、工事についての貸主の了承を受けていること。  
ウ 補助金の交付決定を受けた年の年度末までに工事を完了するものであること。
- ⑥ 補助対象事業を遂行する実施体制や実行能力（経理その他事務含む）等を有し、期間内に実施できること。
- ⑦ 補助対象事業の実施に当たり必要な許認可を取得し、関係法令を遵守すること。
- ⑧ 補助対象事業の実施成果が特定の法人・個人向けでないこと。
- ⑨ 補助対象事業終了後も、継続して実施する計画であること。
- ⑩ 会社更生法又は民事再生法による申立て等、補助対象事業の継続性について不確実な状況が存在しないこと。

## その他の要件

- ① 国・道府県・区市町村等から同一施設に対する補助を受けている場合、補助対象となる経費を明確に区分できること。
- ② 同一施設について、都が実施する他の補助事業に申請中又は採択され補助事業実施中でないこと。
- ③ 法人事業税、法人住民税、法人税、消費税等の滞納がないこと。
- ④ サテライトオフィスの運営に必要な建物を賃借している場合、貸主に対する賃料・使用料等の債務の支払いが滞っていないこと。
- ⑤ 国・都道府県・区市町村等から補助を受けている、あるいは過去に受けたことがある場合、不正等の事故を起こしていないこと。
- ⑥ 過去5年間に重大な法令違反等がないこと。
- ⑦ 都税の未納付がないこと。

⑧ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第 13 項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っていないこと。

⑨ 暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下同じ。）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。）、暴力団（同条第 2 号に規定する暴力団をいう。）及び法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団員等に該当する者でないこと。

⑩ 就業規則を作成して労働基準監督署に届出を行っていること。

⑪ 東京都政策連携団体の指導監督等に関する要綱（平成 31 年 3 月 19 日総行革監第 9 1 号知事決定）に規定する東京都政策連携団体・事業協力団体又は東京都が設立した法人でないこと。

⑫ 労働関係法令について、次のアからクを満たしていること。

ア 従業員に支払われる賃金が、就労する地域の最低賃金額（地域別、特定（産業別）最低賃金額）を上回っていること。

イ 固定残業代等の時間当たり金額が時間外労働の割増賃金に違反していないこと、また固定残業時間を超えて残業を行った場合は、その超過分について通常の時間外労働と同様に、割増賃金が追加で支給されていること。

ウ 法定労働時間を超えて労働者を勤務させる場合は、「時間外・休日労働に関する協定（36 協定）」を締結し、遵守していること。

エ 労働基準法第 3 6 条第 4 項、第 5 項、第 6 条第 2 号及び第 3 号に定める限度を超える時間外・休日労働を行っている従業員がいないこと。

カ 労働基準法第 3 9 条第 7 項（年次有給休暇について年 5 日を取得させる義務）に違反していないこと。

カ 労働基準法に定める時間外労働の上限規制を順守していること。

\* 原則として、時間外労働は月 45 時間以内、年 360 時間以内。臨時的な特別な事情がある場合は、時間外労働・休日労働の合計が月 100 時間未満、複数月平均 80 時間（年 6 か月まで）、時間外労働が年 720 時間以内（ただし、いずれも特別条項付きの 36 協定締結が必要）。

\* 中小企業は適用日である令和 2 年 4 月以降の状況でチェックすること。

キ 厚生労働大臣の指針に基づき、セクシュアルハラスメント等を防止するための措置を取っていること。

ク その他賃金や労働時間等に関する労働関係法令を遵守していること。